

2020年4月30日

各 位

会 社 名 日本電産株式会社
代表者名 代表取締役会長 永守 重信
取 引 所 東証一部(6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町338
問 合 せ 先 総務部長 石田 哲
電 話 (075) 935-6100

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月に開催予定の当社第47期定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議するとともに、同株主総会において移行に伴う「定款の一部変更の件」を付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の背景と目的

当社では従来から、「高成長、高収益、高株価」をモットーに、「社是」および「経営三原則」のもと、経営及び経営体制の強化に努めてまいりました。今般、より迅速な意思決定を実現するとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化並びに持続的な企業価値の拡大を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

本年6月開催予定の当社第47期定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。又、有用かつ多様な人材の確保を可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、業務執行取締役等でない取締役と責任限定契約を締結できるよう、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙通りです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月17日(水)
定款変更の効力発生日	2020年6月17日(水)

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文の省略></p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役</u>、<u>監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の数)</p> <p>第17条 当社の<u>取締役は、20名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任し、その選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行通り></p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の数)</p> <p>第17条 当社の<u>監査等委員でない取締役は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任し、その選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p><u>2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条 <条文の省略></p>	<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠のため就任した監査等委員である取締役の任期は、前任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条 <現行通り></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p><新設></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 24 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 1 3 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="240 322 638 353">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p data-bbox="240 418 422 450"><u>(監査役の数)</u></p> <p data-bbox="240 465 782 546"><u>第 24 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p data-bbox="240 611 539 642"><u>(監査役の選任の方法)</u></p> <p data-bbox="240 658 782 882"><u>第 25 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p data-bbox="240 947 453 978"><u>(監査役の任期)</u></p> <p data-bbox="240 994 782 1120"><u>第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="240 1135 782 1216"><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p data-bbox="240 1281 453 1312"><u>(常勤の監査役)</u></p> <p data-bbox="240 1328 782 1408"><u>第 27 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p data-bbox="240 1473 539 1505"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="240 1520 782 1695"><u>第 28 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="240 1760 483 1792"><u>(監査役会の決議)</u></p> <p data-bbox="240 1807 782 1933"><u>第 29 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p data-bbox="809 322 1318 353">第 5 章 <u>監査等委員および監査等委員会</u></p> <p data-bbox="981 465 1086 497"><削除></p> <p data-bbox="981 658 1086 689"><削除></p> <p data-bbox="981 994 1086 1025"><削除></p> <p data-bbox="981 1328 1086 1359"><削除></p> <p data-bbox="981 1520 1086 1552"><削除></p> <p data-bbox="981 1807 1086 1839"><削除></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="411 369 520 400"><新設></p> <p data-bbox="411 609 520 640"><新設></p> <p data-bbox="411 943 520 974"><新設></p> <p data-bbox="240 1234 751 1312">第6章 <u>社外取締役および社外監査役の責任免除</u></p> <p data-bbox="256 1328 592 1359">(損害賠償責任の一部免除)</p> <p data-bbox="240 1375 783 1693">第30条 当社は、<u>社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は800万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p data-bbox="826 324 1082 356"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p data-bbox="810 371 1321 499">第25条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p data-bbox="826 562 1177 593"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="810 609 1353 786">第26条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="826 898 1114 929"><u>(監査等委員会の決議)</u></p> <p data-bbox="810 945 1353 1122">第27条 <u>監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p data-bbox="810 1234 1150 1265">第6章 <u>取締役の責任免除</u></p> <p data-bbox="826 1328 1161 1359">(損害賠償責任の一部免除)</p> <p data-bbox="810 1375 1353 1789">第28条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は800万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="240 320 440 349">第7章 計 算</p> <p data-bbox="240 416 687 448"><u>第31条～第34条</u> <条文の省略></p> <p data-bbox="413 703 520 734"><新設></p>	<p data-bbox="809 320 1008 349">第7章 計 算</p> <p data-bbox="809 416 1286 448"><u>第29条～第32条</u> <現行通り></p> <p data-bbox="1050 562 1109 593">附則</p> <p data-bbox="820 656 1318 687"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="809 703 1347 880"><u>2020年6月開催の第47回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。</u></p>

以上